

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件  
原告 鶴田明日香  
被告 社会福祉法人 S 会

2015年2月27日

名古屋地方裁判所民事第4部イC係 御中

証拠説明書(3)

原告訴訟代理人弁護士

中谷雄

同

森田茂



甲16証につき下記のとおり説明する。

番号(甲)	標題・作成日・作成者	立証趣旨
16	診断書(写) 平成16年6月22日 愛知県心身障害者コロニ ー中央病院 医師 [REDACTED]	亡早享の障害の内容及び障害特性。自閉症、てんかん、精神遅滞、双極性障害があること、障害特性として、「最重度の知的障害があり、日常生活に常に援助が必要な状況である。(双極性気分障害を合併しており、食事をそのまま出したり、書類を破ったり尿便の失敗も気分の変動とともに増悪し、さらなる援助が必要となります。)言語表出は認めず、コミュニケーションは成立しない。計算不能で買い物も不能である。躁状態になると多動、興奮著しくなり、睡眠障害もともない、家庭での介護が困難な状態となる(月に1度のペースで躁状態となります)」と記載されていること

以上